

平成25年度予算編成方針

いわき市

平成24年11月14日

部等の長 様

副 市 長

平成25年度予算編成方針（依命通達）

（本市の現状と今後の取組）

東日本大震災の発生から1年8か月が経過した。平成24年度は、「日本の復興をいわきから」の強い想いのもと、復興事業計画に位置付けられた事業や取組を「オールいわき体制」で着実に実施するため、過去最大規模となる当初予算を編成するなど、復興の土台づくりに取り組んできた。

平成25年度においては、引き続き復旧・復興を最優先として、その歩みをさらに加速させることで、復興の槌音が響き渡り、市民が「ふるさと・いわき」の復興・再生を実感できるよう努めるとともに、新・市総合計画後期基本計画に掲げる事業や施策の着実な推進を図りながら、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指していく必要がある。

このような認識のもと、国や県の動向を踏まえ、平成25年度の予算編成方針を策定する。

（国の景気・財政の状況）

国が公表した10月の月例経済報告によると、我が国の景気は、「今後は、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されるが、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性は高い。こうしたなかで、世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が、我が国の景気を下押しするリスクもあり、また、収益や所得の動向、デフレの影響等にも注意が必要である」としているところである。

また、我が国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続したことから、国及び地方の長期債務残高が増加するなど、他の先進諸国と比較しても状況は大きく悪化している。このため、平成25年度予算については、「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」に定められた「歳出の大枠」71兆円を遵守しつつ、「日本再生戦略」を踏まえ、我が国経済の再生・成長に向けた大胆な予算組替えにより、成長と財政健全化の両立を図ることとしている。

(福島県の平成 25 年度当初予算編成方針)

福島県の平成 25 年度当初予算編成方針においては、歳入では、国庫支出金等、依存財源の占める割合が高くなっており、必要な事業量に見合う財源確保が課題であるとし、歳出では、復興・再生に向けた更なる財政需要に加え、社会保障関係経費など義務的経費の増加が見込まれるとしている。

そのような中、復興計画に基づく一日も早い復興・再生の実現とともに、大震災及び原子力災害後に深刻化が懸念される人口減少や高齢化問題への対応のため、必要な事業に最優先かつ重点的に予算配分を行うこととし、その他の事業については、限られた財源の重点的、効果的な活用に向け、ゼロベースから事業の必要性・優先度を十分に検証し、事業の廃止・統合を図ることとしている。

(本市の平成25年度の財政見通し)

本市における平成 25 年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、復興需要の高まりを受け、法人市民税等において回復の兆しが見られるものの、地価下落等により固定資産税が減少すると見込んでおり、普通交付税による補てん措置を勘案しても、なお、一般財源の確保が引き続き厳しい状況にある。

一方、歳出面では、復旧・復興事業の推進をはじめ、社会保障関係経費が増加することや、公債費が高い水準で推移することにより、多額の財政需要が見込まれることから、大幅な財源不足に直面するため、財政調整基金を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、世界経済の減速等を背景とした地域経済の動向、さらには、今後の社会保障制度改革や東日本大震災に係る復旧・復興事業等の財源の確保など、地方財政に多大な影響を及ぼす事項について、現時点では不透明な状況となっており、今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生し、財政運営が困難となる状況も想定されるところである。

(平成25年度予算編成に係る基本方針)

これらの状況を踏まえ、平成 25 年度の予算編成にあたっては、厳しい財政状況にあっても、復旧・復興を最優先として取り組むとともに、新・市総合計画後期基本計画に掲げるまちづくりを着実に進めながら、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たしつつ、収支の均衡を図るため、平成 22 年度に策定した新・市総合計画後期基本計画に掲げた財政目標（基金保有額、市債残高）の達成を図ることが重要であるとの認識のもと、復旧・復興への取組と財政の健全化を両立させることを基本とし、以下の事項に基づいて編成するよう命により通達する。

平成25年度予算編成方針

1 予算編成の基本的考え方

平成 25 年度の予算編成にあたっては、震災からの復旧・復興に向けた施策にスピード感を持って取り組むことにより、その歩みをさらに加速させるとともに、財政の健全化を図っていくことが必要である。

また、新・市総合計画後期基本計画に基づく事業及び施策についても、引き続き取り組むことになることから、厳しい財政状況を踏まえ、事業の選択と集中を図りながら、各部等の主体的な取組を推進していく必要がある。

(1) 復旧・復興を最優先

復旧・復興への取組を最優先として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創るため、「被災者の生活再建」「生活環境の整備・充実」「経済・産業の再生・創造」など、市復興事業計画の取組の柱に基づく施策に全力を挙げて取り組む。

(2) 復旧・復興の推進と財政の健全化を両立

復旧・復興を着実に推進するため、国や県等の特定財源を積極的に活用するほか、財政目標に留意しつつ、基金原資の取崩や人件費削減の効果額を償還財源とする退職手当債等を活用するなど、あらゆる方策を講じて財源の確保に努める。

また、新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標の達成に向け職員数の適正化に努めるとともに、行財政の簡素・効率化や経費の節減・合理化を図りながら、財政の健全化を推進する。

(3) 事業の選択と集中を推進

今後ますます厳しくなることが予想される財政状況下で、複雑多様化する数多くの行政課題に的確に対応し、真に必要な市民ニーズに応えるため、既存事業についても積極的に事業効果の検証を行い、ゼロベースの視点に立ちながら、事業の選択と集中を推進し、限られた財源の最適投資を追求する。

(4) 各部の主体的な取組を推進

市民満足度の向上を図るため、市民サービスの現場にある各部等は、時代に即した行政課題や多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えた事業の再構築に取り組む、自主的・主体的な事業の重点・選別化を積極的に推進する。

2 予算編成の原則

(1) 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

(2) 経費の区分

経費は次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする（実施計画事業を除く）。

イ 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業（復興事業、まちづくり事業）に係る経費とする。

エ 臨時的経費

新・市総合計画実施計画に位置付けのない投資的事業及び指定事業に要する経費とする。

3 一般会計

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

(1) 義務的経費

所要額とする。

人件費については、新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標に基づき職員数の適正化を図ること。扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

(2) 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、維持補修費については、部等ごとの平成 24 年度当初予算に計上した一般財源額と同額、維持補修費を除く経費については、部等ごとの平成 24 年度当初予算に計上した一般財源額から 3%削減した額、これらの合計額を要求の上限とする（一般財源ベース）。

増加が見込まれる経費については、事務事業の積極的な見直しによる経費節減や部等内の事務事業間の経費の組み替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

(3) 政策的経費

ア 復興事業

所要額とする。

イ まちづくり事業

行政経営部に提出している実施計画（まちづくり事業分）の事業ごとの一般財源額を基準額とし、普通建設事業のうち、補助事業については基準額から10%削減した額、単独事業については基準額から20%削減した額、普通建設事業以外の経費は基準額で積算した額を、部等ごとに合計した額を要求の上限とする（一般財源ベースで、いずれも継続費設定事業を除く）。

ウ その他

- a 実施計画の提出時に見込んでいなかった財源（基金利子、県設置の基金、市債等）を充当することにより削減される一般財源額については、原則として当該額を留保して要求すること。
- b 新規事業については、部等ごとに事業実施の優先順位について検討を行い、別様式「政策的経費（まちづくり事業）の優先順位（新規事業）」により提出すること。
- c 復興事業とまちづくり事業間における事業費の組み替えは認めないので、留意すること。
- d 今後の実施計画の調整状況によっては適宜、予算の調整を行うことがある。

(4) 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を十分検討するとともに、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

4 特別会計及び企業会計

(1) 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

(2) 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。さらには、平成26年度までに適用される地方公営企業会計制度に係る新会計基準への対応にも留意しつつ、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

5 その他

- (1) 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- (2) 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- (3) 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- (4) この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「平成25年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。